(介護予防)通所リハビリテーション利用料金表

- ※各料金は自己負担の金額を記載しています。
- ※送迎料金は基本料金に含まれております。

(要介護利用者)

(1)基本料金

		単位	立:円	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担		
			1 時間以上 2 時間未満	要介護1	318	636	954		
				要介護2	348	696	1,044	1日につき	
				要介護3	375	750	1,125		
				要介護4	404	808	1,212		
				要介護5	432	864	1,296		
				要介護1	332	664	996		
				要介護2	386	772	1,158		
			2時間以上 3時間未満	要介護3	439	878	1,317	1日につき	
				要介護4	493	986	1,479		
				要介護5	547	1,094	1,641		
				要介護1	428	856	1,284		
				要介護2	503	1,006	1,509		
			3時間以上 4時間未満	要介護3	576	1,152	1,728	1日につき	
			4 时间水闸	要介護4	669	1,338	2,007]	
				要介護5	763	1,526	2,289	9	
介	要			要介護1	482	964	1,446		
護	介 #	#+\\\\		要介護2	566	1,132	1,698	1日につき	
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金 (大規模型Ⅱ)	5時間未満	要介護3	648	1,296	1,944		
旭心	用		5時間以上	要介護4	753	1,506	2,259		
分	有			要介護5	857	1,714	2,571		
				要介護1	540	1,080	1,620		
				要介護2	646	1,292	1,938		
				6時間未満 ^{要介護3} 750 1,500	1,500	2,250	1日につき		
					要介護4	874	1,748	2,622	-
					要介護5	996	1,992	2,988	
				要介護1	629	1,258	1,887		
				要介護2	754	1,508	2,262	1日につき	
			6時間以上 7時間未満	要介護3	874	1,748	2,622		
			1 0010011111	要介護4	1,019	2,038	3,057		
				要介護5	1,161	2,322	3,483		
				要介護1	667	1,334	2,001		
			7時間以上	要介護2	797	1,594	2,391		
			8時間未満	要介護3	927	1,854	2,781	1日につき	
				要介護4	1,080	2,160	3,240		
				要介護5	1,231	2,462	3,693		

(2)加算料金

	単位:円			1割負担	2割負担	3割負担	
			入浴介助加算	50	100	150	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満)	12	24	36	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (4時間以上5時間未満)	16	32	48	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (5時間以上6時間未満)	20	40	60	1日につき
介羅	要介護利用者	加算料金	リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24	48	72	1日につき
介護保険適応分			リハビリテーション提供体制加算 (7時間以上)	28	56	84	1日につき
適応			短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院・退所日又は認定日から3月以内)	110	220	330	1日につき
分			サービス提供体制強化加算(I)イ (介護福祉士50%以上)	18	36	54	1日につき
			事業所が送迎を行わない場合(減算) (片道につき)	-47	-94	-141	1日につき
			リハビリテーションマネジメント加算(])	330	660	990	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月以内)	1,120	2,240	3,360	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月超)	800	1,600	2,400	1月につき

※介護職員処遇改善加算(I)(サービス費合計の4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算(I)(サービス費合計の2.0%)が別途加算されます。(1月につき)

	2.0%が別途加算されます。(1月につき)					
	_		加算項目	内 容		
			入浴介助加算	入浴介助を行った場合に加算されます。		
			リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満) (4時間以上5時間未満) (5時間以上6時間未満) (6時間以上7時間未満) (7時間以上)各時間帯別	常時当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。リハビリテーションマネジメント加算(I)から(IV)までのいずれかを算定していること。		
			短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定日から3月以内)	退院(所)日又は認定日から起算し3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリを個別に実施した場合に加算されます。		
			サービス提供体制強化加算(I)イ (介護福祉士50%以上)	介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算 されます。		
			事業所が送迎を行わない場合(減算) (片道につき)	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。		
介護保険	要介護利用者	加算内容	リハビリテーションマネジメント加算(I)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に 応じて当該計画を見直し、またリハビリ職員が介護支援専門員を通 じて、他の指定居宅サービス事業者に対し日常生活上の留意点等の 情報を伝達している場合に加算されます。		
 	利用者	一	一	リハビリテーションマネジメント加算(III) (開始日から6月以内)	通所リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に 説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から毎月、リハビリ テーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて通所リハビ リテーション計画を見直している場合に加算されます。	
			リハビリテーションマネジメント加算(III) (開始日から6月超)	通所リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に 説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して3月に1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に 応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合に加算され ます。		
			介護職員処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。4.7%		
			介護職員特定処遇改善加算(])	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。2.0%		

(要支援利用者)

	単位:円			1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適応分		基本料金	要支援1		1,721	3,442	5,163	1月につき
			要支援2		3,634	7,268	10,902	
	安支援	加算料金	運動器機能向上	加算	225	450	675	1月につき
	要支援利用者		サービス提供体制強化加算(1)イ(介護福祉士50%以上)	要支援1	72	144	216	1月につき
		加异科亚	サービス提供体制強化加算(1)イ(介護福祉士50%以上)	要支援2	144	288	432	1月につき
			事業所評価加拿	章	120	240	360	1月につき

※介護職員処遇改善加算(I)(サービス費合計の4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算(I)(サービス費合計の2.0%)が別途加算されます。(1月につき)

			加算項目	内 容
			運動器機能向上加算	利用者の運動器機能向上を目的とし、個別に運動器機能向上サービスを行った場合に加算されます。
介護保険適応分			サービス提供体制強化加算(I)イ 介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置で 場合に加算されます。	介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている 場合に加算されます。
	要支援利用者	加算内容	事業所評価加算	利用実人数が10名以上であって、評価対象期間に、運動器機能向上、栄養改善又は口腔機能向上のいずれかのサービスを提供し、厚生労働省の定める基準(一定の成果を上げたもの)に適合する事業所に加算されます。
				介護職員処遇改善加算(I)
			介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に 届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションを 行った場合、所定単位数に加算されます。 2.0%

(要介護利用者・要支援利用者共通) 実費負担分

	単位:円		負担額	
	食費	昼食代(おやつ代含む)	510円	1日につき
		リハビリパンツM~L		1枚につき
	排泄用品代	リハビリパンツL~LL	実費相当額	1枚につき
	79670017	尿取りパット(小)	大貝们当识	1枚につき
		さらはだパット		1枚につき
		書道教室材料費	60円	1日につき
		生花教室材料費	950円	1日につき
要		生花教室材料費(12月)	1,100円	1日につき
実費負担分	tuis.	詩吟教室材料費	50円	1日につき
担要支援	サークル活動 等材料代	絵画教室材料費	100円	1日につき
援	2	パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1日につき
		木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1日につき
		大正琴教室材料費	50円	1日につき
		俳句教室材料費	50円	1日につき
	マッサージ	マッサージ料金	100円	1日につき
	行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1日につき
	その他	文書発行手数料	2,000円	1日につき
	Cooling	□座引落し手数料	110円	1日につき

[※]食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

[※]排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

[※]サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。

生きがい対応デイサービス利用者料金表

月2回まで	基本事業負担額	180円	
	食材費(おやつ代含む)	510円	1回あたり
	入浴料•諸経費	490円	「回 <i>o</i> ン/こvン
	合計負担額	1,180円	

生きがい対応デイサービス自費料金(月2回を超える場合)

基本事業負担額・入浴料・諸経費	2,790円	
食材費(おやつ代含む)	510円	1回あたり
合計負担額	3,300円	

			項目	負担額	
			書道教室材料費	60円	1回あたり
			生花教室材料費	950円	1回あたり
			生花教室材料費(12月)	1,100円	1回あたり
			詩吟教室材料費	50円	1回あたり
		サークル活動 等材料代	絵画教室材料費	100円	1回あたり
実	要介護		パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1回あたり
実費負担分	護・要支援		木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1回あたり
分			大正琴教室材料費	50円	1回あたり
			俳句教室材料費	50円	1回あたり
		マッサージ	マッサージ料金	100円	1回あたり
		おむつ	おむつ費	実費相当額	1 枚あたり
		行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1回あたり
		その他	文書発行手数料	2,000円	1回あたり
		-C0716	口座引落し手数料	110円	1回あたり

[※]食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

[※]排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

[※]サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。